

京都市訓令甲第 9 号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 1 局長及び担当局長（環境政策局ごみ減量担当局長，文化市民局スポーツ担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局土木技術・防災減災担当局長を除く。）の項中「環境政策局ごみ減量担当局長，文化市民局スポーツ担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長」を「総合企画局京都創生担当局長，文化市民局文化事業担当局長及びスポーツ担当局長，保健福祉局子どもはぐくみ局創設担当局長及び医務担当局長，都市計画局建築技術・景観担当局長」に，「建設局土木技術・防災減災担当局長」を「建設局企画管理・防災減災担当局長」に改め，同項第 28 号中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第 1 担当部長並びにエネルギー政策部長，学校跡地活用促進部長，京都創生推進部長，大学政策部長，地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長及び文化事業推進部長の項中「学校跡地活用促進部長」の右に「，創生戦略・市民協働推進部長」を加える。

別表第 1 課長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策企画課長，情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長の項中「政策企画課長」を「政策企画調整第一課長」に改める。

別表第 2 産業戦略監の項の次に次の 2 項を加える。

地球環境・エネルギー政策監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
文化芸術政策監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。

別表第 2 環境政策局ごみ減量担当局長の項を削る。

別表第 2 行財政局長の項第 1 号から第 3 号までの規定中「人材育成政策監及び」を削る。

別表第 2 総務事務センター長の項第 5 号中「及び子ども手当」を削る。

別表第 2 組織・人事担当局長の項第 3 号中「，危機管理監，技術監理監」を削り，「文化芸術政策監」の右に「，危機管理監」を加え，同項第 11 号中「職員研修及び職員の勤務

成績の評定」を「職員の人事評価及び職員研修」に改める。

別表第2 財政担当局長の項第16号を削る。

別表第2 税務部長の項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 所属職員に対する検査吏員証、滞納者財産差押吏員証及び検税吏員証の交付に関すること。

別表第2 収納対策課長の項の次に次の1項を加える。

総合企画局長 都創生担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
-------------------	----------------------------------

別表第2 文化市民局スポーツ担当局長の項を削る。

別表第2 暮らし安全推進部長の項の次に次の1項を加える。

文化市民局文化事業担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
---------------	----------------------------------

別表第2 文化芸術企画課長の項の次に次の1項を加える。

文化市民局スポーツ担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
---------------	----------------------------------

別表第2 保健福祉局長の項の次に次の1項を加える。

保健福祉局子どもはぐくみ局創設担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
---------------------	----------------------------------

別表第2 監査適正給付推進課長の項を削る。

別表第2 生活福祉部長の項第10号を同項第11号とし、同項第9号中「臨時福祉給付金支給事業」の右に「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第8号を削り、第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給決定及び支出決定並

びに不正利得の徴収金の収入決定に関すること。

別表第2 生活福祉部長の項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 生活保護法第78条第2項による費用の徴収に関すること。

別表第2 地域福祉課長の項に次の1号を加える。

(2) 学童う歯対策事業に係る医療費の支出決定に関すること。

別表第2 保険年金課長の項第2号を次のように改める。

(2) 国民健康保険法による保険給付、生活保護法による保護費及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付に係る第三者に対する損害賠償請求に関すること。

別表第2 子育て支援部長の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

別表第2 児童家庭課長の項中「子ども手当」を削る。

別表第2 介護保険課長の項の次に次の1項を加える。

保健福祉局医 務担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
-----------------	----------------------------------

別表第2 都市計画局土木技術担当局長の項を削る。

別表第2 都市計画局建築技術担当局長の項中「都市計画局建築技術担当局長」を「都市計画局建築技術・景観担当局長」に改める。

別表第2 都市総務課長の項の次に次の1項を加える。

広告物審査課 長	(1) 京都市屋外広告物等に関する条例による手数料の徴収に関すること。
-------------	-------------------------------------

別表第2 建設局土木技術・防災減災担当局長の項中「建設局土木技術・防災減災担当局長」を「建設局企画管理・防災減災担当局長」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「前2号に掲げる専決事項のほか、」を削り、同号を同項第1号とする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)